



**富山県告示第443号**

## 道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月16日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
国道 415号	氷見市谷屋上ノ江2617番 2から 氷見市泉字卯ノ角 857番 1地先まで	変更前	A	最大 40.5 最小 6.4	2,694.5	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
		変更後	A	最大 40.5 最小 6.4	2,694.5	
			B	最大 49.5 最小 17.0	2,603.0	

**富山県告示第444号**

## 道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月16日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
主要地方道 宇奈月大沢野 線	魚津市袋 160番2から 魚津市横枕 689番5まで	令和2年10月16日	新川土木 センター

### 富山県告示第445号

#### 救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

名 称	所 在 地	開 設 者	認定有効期間
高岡市民病院	高岡市宝町4番1号	高岡市	自 令和2年11月1日 至 令和5年10月31日
射水市民病院	射水市朴木20番地	射水市	自 令和2年11月1日 至 令和5年10月31日

### 富山県教育委員会告示第4号

#### 博物館の変更登録について

昭和29年8月15日付け総第3号で登録し平成15年4月16日付け名称変更した富山市郷土博物館の博物館登録原簿の記載事項を、博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項の規定により次のとおり変更した。

令和2年10月16日

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二美男



令和2年10月5日から令和3年2月26日まで

3 作業地域

黒部市及び入善町内

**公共測量の実施**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年10月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和2年10月1日から令和2年12月11日まで

3 作業地域

富山県小矢部市安楽寺 地内

**特定調達契約に係る条件付一般競争入札の実施**

次のとおり条件付一般競争入札（総合評価方式）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により、公告します。

令和2年10月16日

富山県公営企業管理者 山 本 修

1 入札に付する事項

工事番号	第1821451号
------	-----------

工事名	大長谷第二発電所及び仁歩発電所大規模改良（リプレース）工事
工事場所	富山市八尾町中山ほか地内
発注工種	一般土木工事
工事概要	設計・施工一括による発電所の更新（改修） 調査・設計業務 一式 建設業務 一式
工期	契約を締結した日の翌日から受注者の提案日まで ただし、工期の終期は、令和11年3月16日を超えないものとする。
予定価格	予算の上限額12,882,000,000円（消費税相当額を除く。）を超えない範囲で設定する。
調査基準価格	有
総合評価方式	・高度技術提案型 ・施工体制確認型

## 2 入札参加資格に関する事項

### (1) 入札参加者の構成

ア 入札に参加できる者は、単独の企業又は複数の企業（以下「構成員」という。）から構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）のいずれかとする。ただし、共同企業体の場合の構成員は、5者以内であること。

イ 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、調査・設計業務及び建設業務を実施するものとする。

ウ 入札参加者が共同企業体である場合、代表となる企業（以下「代表者」という。）を定めるものとする。代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、出資比率が構成員中最大とする。

エ 参加資格確認申請書の提出（以下「参加表明」という。）以降において、構成員の変更は認めない。ただし、変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合で、富山県企業局が変更を認めた場合はこの限りではない。なお、入札参加者が(2)及び(3)の参加資格要件を満たさなくなった場合、代表者は、

3(3)に掲げる担当部署に速やかに通知しなければならない。

オ 入札参加者及び当該入札参加者と資本又は人事等において一定の関連のある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）は、同時に当該他の入札参加者及び当該他の入札参加者から業務を委託又は請け負う者（以下「協力企業」という。）となることはできないものとする。

## (2) 共通参加資格要件

入札参加者（共同企業体の場合は、その構成員）は、次の要件の全てを満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 入札参加者が単独の企業の場合はその企業が、共同企業体の場合は代表者が、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

ウ 参加表明日からこの工事の開札の日までの間において、富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

エ 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

オ 富山県税について、滞納がないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成30年富山県告示第331号）第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

キ 本工事の発注者支援業務である「県営発電所大規模改良（リプレース）事業に係るアドバイザー業務委託」の受注者及びその協力会社である、株式会社日本総合研究所、八千代エンジニアリング株式会社及び西村あさひ法律

事務所並びにこれらの者と資本又は人事等において一定の関連のある者でないこと。

ク 本工事の実施に係る可能性調査業務である「県営発電施設大規模改良（リプレース）への民間活力活用可能性調査業務委託」の受注者の協力会社である、東電設計株式会社及びこれらの者と資本又は人事等において一定の関連のある者でないこと。

### (3) 個別参加資格要件

入札参加者は、単独企業の場合、以下のアからエの要件を全て満たしていなければならないものとする。

共同企業体の場合、構成員の少なくとも1者が以下のアからエの要件を満たし、その他の者は、共同企業体の運営形態に応じてアからイ又はアからウの要件を満たすこと。ただし、調査・設計業務のみを実施する企業を構成員とする場合は、以下のオのみの要件を満たせばよいこととする。

ア 富山県における平成31・32年度建設工事競争入札参加資格者名簿の土木一式工事に登録されていること。なお、当該名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、参加表明時までに、資格審査申請がなされたうえで、提案書及び見積書提出までに登録完了していれば支障ないこととする。

イ 建設業法第3条第1項の規定に基づく土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明日において雇用期間が3ヶ月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。

エ 平成18年4月1日以降において、次のいずれかの工事を元請で実施した実績又は自ら施工した実績を有すること（参加資格確認申請書の提出期限日までに完成していること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）。

- ・発電最大出力が7,000kW以上の水力発電所の新設又は大規模改修工事
- ・重力式コンクリートダムの大規模改修工事



オ 富山県における平成31・32年度競争入札参加資格者名簿の土木建設コンサルタント業務のうち電力土木又は鋼構造及びコンクリートに登録されていること。なお、当該名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、参加表明時までに、資格審査申請がなされたうえで、提案書及び見積書提出までに登録完了していれば支障ないこととする。

#### (4) 水車、発電機等を製作する者に関する特則

入札参加者は、その入札参加者又は協力企業において、水車、発電機等を納入する者を含めるものとする。水車、発電機等を納入する者とは、以下のアからウのいずれかを指す。なお、水車、発電機等を納入する者を協力企業に含める場合は、参加確約書を参加表明時において提出するものとする。

ア 水車、発電機等を製作する者

イ 水車、発電機等を製作者から購入のうえ、当該水車、発電機等を受注者に納める者

ウ 水車、発電機等を製作者から購入のうえ、当該水車、発電機等の据え付け工事を行う者

#### (5) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期限日とする。なお、参加資格確認基準日の翌日から落札者の決定日までの間に、入札参加者が参加資格を満たさなくなると認められる場合、その時点で当該入札参加者の提案書を無効とする。

### 3 入札参加資格の確認に関する事項

(1) 入札参加者は、別添「様式集及び記載要領」で定める参加表明書及び参加資格確認書類（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。

(2) 参加表明書等の様式は、富山県企業局のホームページ（下記URL）からダウンロードし、必要事項を記入すること。

[http://www.pref.toyama.lg.jp/cms\\_sec/7100/index.html](http://www.pref.toyama.lg.jp/cms_sec/7100/index.html)

(3) 参加表明書等の提出期間及び場所

令和2年10月19日（月）から同年11月27日（金）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下

「休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時までに、富山県企業局経営管理課管財係(以下「担当部署」という。)に必着すること。

なお、提出期間内に参加表明書等の書類を提出しない者は入札に参加できない。

(担当部署の連絡先)

〒930-0094 富山市安住町2番14号(北日本スクエア北館10階)

電話(076)444-2139

#### (4) 提出方法

持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法により提出すること。

#### (5) 現地見学会

参加表明を行った入札に参加しようとする者及びその協力企業を対象とした現地見学会を開催する。詳細については、参加表明を行った入札に参加しようとする者に対して通知する。

### 4 総合評価方式に関する事項

(1) 入札は、入札価格と入札価格以外の技術的な要素とを一体として評価する総合評価方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現でき、工事目的物の品質をより高めることができるかどうかを審査し、評価する高度技術提案型総合評価方式による。

#### (2) 総合評価の方法

ア 総合評価の方法は、次の式により算出して得られる数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

評価値(注) = 技術評価点 ÷ 入札価格 (単位: 百万円)

= (標準点 + 技術加算点 + 施工体制評価点) ÷ 入札価格

(単位: 百万円)

(注) 評価値の有効数字は、5桁とする(四捨五入により算出)。

イ 標準点とは、要求する要件を最低限満たしている技術提案について与える点数(100点)をいう。

ウ 技術加算点とは、別添「落札者決定基準」に規定する評価項目及び評価基

準により算出される点数（100点）をいう。なお、技術加算点は、小数第三位を四捨五入し、小数第二位止めとする。

エ 施工体制評価点とは、入札公告等に記載された要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数で、別添「落札者決定基準」に規定する評価項目及び評価基準により算出される点数（30点）をいう。

## 5 入札説明書等の配付

- (1) この公告に係る入札説明書その他関係資料（以下「入札説明書等」という。）は、令和2年10月16日（金）から富山県企業局のホームページ（下記URL）に掲載し、公表するものとする。

[http://www.pref.toyama.lg.jp/cms\\_sec/7100/index.html](http://www.pref.toyama.lg.jp/cms_sec/7100/index.html)

- (2) 入札説明書等の記載内容について質問がある場合は、令和2年10月19日（月）から同月28日（水）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに、質問内容を様式集及び記載要領に定める質問書に記載し、電子メールに添付することでメールアドレスakigyokeikan@pref.toyama.lg.jpに送信すること。また、送信後には電話で受信されたことを確認すること。ただし、入札参加資格関連以外に関する質問については、令和2年10月19日（月）から同年11月4日（水）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) (2)の質問に対する回答は、令和2年11月26日（木）までに、富山県企業局のホームページに質問者名を伏せた上で掲載し、公表するものとする。

## 6 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、令和2年12月10日（木）までに、通知する。なお、入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札に参加することができない。

## 7 対面式対話の実施

参加資格要件を満たしていると認めた入札参加者を対象に、本工事の目的や求める要求水準への理解を深めること等を目的として対面式対話を実施する。詳細については、入札参加資格確認結果と併せて通知する。

## 8 入札参加資格がないとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、入札参加資格がないとされた理

由について説明を求めることができる。

(2) (1)の理由の説明の要求は、令和2年12月11日（金）から同月18日（金）（休日を除く。）までの午前8時30分から午後5時までに、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、担当部署において受け付けるものとする。

(3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、令和2年12月25日（金）までに、文書により行うものとする。

## 9 提案書及び見積書の提出

ア 参加資格要件を満たしていると認められた入札参加者は、「様式集及び記載要領」で定める提案書及び見積書を提出すること。

イ 提案書の様式は、富山県企業局のホームページ（下記URL）からダウンロードし、必要事項を記入すること。

[http://www.pref.toyama.lg.jp/cms\\_sec/7100/index.html](http://www.pref.toyama.lg.jp/cms_sec/7100/index.html)

ウ 提出期間及び場所

令和3年3月10日（水）から同月12日（金）までの午前8時30分から午後5時までに担当部署に必着すること。

エ 提出方法

書留郵便等の発送の記録が残る方法による郵送又は持参とする。

## 10 技術対話の実施

提出された提案書の不明点等について確認することを目的として技術対話を実施する予定である。詳細については、提案書及び見積書を提出した者に対し個別に通知する。

## 11 入札期間等

入札期間並びに開札の日時及び場所は、次のとおりとする。

(1) 入札期間 令和3年4月22日（木）から同月26日（月）までの午前8時30分から午後5時まで（最終日は午前12時まで。休日を除く。）

(2) 開札日時 令和3年4月27日（火）午後1時10分

(3) 開札場所 担当部署

## 12 入札の方法等

- (1) 入札は、紙入札により行うものとし、参加者は、担当部署に入札書を持参し、又は郵送（書留郵便）による方法により行うものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、(1)で提出された入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、1回とする。

### 13 工事費内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を添付して入札すること。
- (2) 入札参加者が担当部署に持参して入札を行う場合にあっては、入札箱に入札書を投函する前に、入札を執行する者に工事費内訳書を提出すること。
- (3) 入札参加者が郵送する方法により入札を行う場合にあっては、二重封筒とし、表封筒に「入札書及び工事費内訳書在中」と記載し、入札者の氏名、工事名及び開札日時を明記した中封筒に所要の事項を明記し、記名押印した入札書を入れて封かんするとともに、工事費内訳書を別の中封筒に入れたうえで、書留郵便により担当部署あてに送付すること。
- (4) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。

### 14 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

### 15 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) 入札心得（特定調達契約・予定価格事前公表試行工事）（以下「心得（特定調達契約）」という。）第10条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 開札の日時までの間に入札参加資格の要件を満たさなくなった者のした入札

### 16 落札者の決定方法

---

(1) 落札者は、次の要件のすべてを満たす入札参加者のうち、落札者決定基準に基づき評価値が最も高い者とする。

ア 提案書の内容が、要求する要件を最低限満たしていること。

イ 入札価格が予定価格を超えていないこと。

ウ 評価値が、次の式により算出して得られる基準評価値を下回っていないこと。

$$\text{基準評価値} = 100\text{点 (標準点)} \div \text{予定価格 (単位: 百万円)}$$

(2) 評価値の最も高い入札参加者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。この場合において同価の入札をした入札参加者が2者以上あるときは、当該同価の入札についてくじを行い、落札者を決定するものとする。

(3) 落札者となるべき入札参加者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、富山県企業局低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

(4) 総合評価方式の試行対象工事であるため、心得（特定調達契約）のうち、落札者の決定に関する規定は、適用しない。また、開札の日時と落札者を決定する日時とは異なることがある。

## 17 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書を作成する。

## 18 契約保証金に関する事項

契約保証金は、心得（特定調達契約）第14条の規定による。

## 19 その他

(1) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

(2) 入札書及び入札に係る書類を持参により提出する場合は、正午から午後1時までの時間を除く。

(3) この工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県企業局の契約に関する規程（昭和63年富山県公営企業管理規程第5号）及び心得（特定調達契約）の定めるところによる。

- (4) 入札参加者の入札に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類の著作権は、原則として入札参加者に帰属する。ただし、富山県企業局は、広報活動等に必要な範囲において、これを無償で使用できるものとする。なお、入札参加者の提案書の著作権は、契約の締結により県に使用許諾が付与されるものとする。
- (6) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、提出書類の差替えを認めない。
- (7) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件調達手続の停止等を行うことがある。
- (8) その他不明な点については、担当部署に問い合わせること。

## 20 Summary

- (1) Nature of services required in contract: Design and Construction of Onagatani-Daini and Ninbu Hydroelectric Power Stations
  - (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents:  
5:00 p.m., 27 November, 2020
  - (3) Deadline for submission of proposals: 5:00 p.m., 12 March, 2021
  - (4) Deadline for tenders: 12:00 a.m., 26 April, 2021
  - (5) Contact point for tender documentation:  
Business Administration Division, Public Enterprise Bureau,  
Toyama Prefectural Government  
2-14 Azumi-cho, Toyama City, Toyama Prefecture  
930-0094 Japan  
Telephone: 076-444-2139 (Japanese only)
-

